

電子申込型電子募集取扱業務等に関する取扱状況について

2025年12月25日
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

本協会では、電子申込型電子募集取扱業務等に関する取扱状況（貸付事業等権利に係るものを除く。）について、電子申込型電子募集業務等及び電子申込型電子募集取扱業務等に関する規則第26条に基づく報告を取りまとめましたので、次のとおり公表いたします。

- 報告対象期間： 2025年4月1日 ～ 2025年9月30日
- 報告正会員数： 24 社

1. 販売状況（ 2025年4月1日 ～ 2025年9月30日 ）

販売状況				ファンドの情報		
報告正会員数	ファンド数	延べ顧客数	出資総額	ファンドの法的形態 (延べ正会員数 / ファンド数 / 出資総額)	投資対象の別 (延べ正会員数 / ファンド数 / 出資総額)	
6 社	38 本	11,039 名	5,596,585 千円	【匿名組合契約】 6 社 / 38 本 / 5,596,585 千円 【信託受益権】 0 社 / 0 本 / 0 千円 【その他】 0 社 / 0 本 / 0 千円	【事業型】 3 社 / 30 本 / 205,365 千円 【不動産】 2 社 / 6 本 / 4,939,820 千円	【有価証券投資型】 2 社 / 2 本 / 451,400 千円 【株主一元化】 0 社 / 0 本 / 0 千円

2. 運用状況（ 2025年9月30日 現在 ）

運用状況			
報告正会員数	ファンド数	延べ顧客数	出資総額
15 社	208 本	47,078 名	20,702,169 千円

3. 償還状況（ 2025年9月30日 現在 ）

報告正会員数	ファンド数	元本償還額	運用成績が100%以上	運用成績が100%未満
14 社	82 本	4,366,767 千円	32 本	2 本

- 【説明】
- ①「ファンド」は、金融商品取引法（以下「金商法」という。）第2条第2項各号に掲げる権利に係る持分を指す。
 - ②「出資総額」は、金商法第2条第2項各号に掲げる権利に係る持分に対して顧客が出資又は拠出した金銭（同項第5号及び第6号においては、金銭に類するものとして政令で定めるもの及び金商法第2条の2の規定により金銭とみなされるものを含む。）の総額を指す。
 - ③ 金額は千円未満切捨て（外貨建てのファンドに係る金額は報告対象期間末日のＴＴＢで円換算）。
 - ④「1. 販売状況」は、報告対象期間中に販売したファンドの状況を指す。
 - ⑤「投資対象の別」における「事業型」は、金商法第2条第2項第5号又は第6号に掲げる権利のうち、出資対象事業が主として有価証券又はデリバティブ取引に係る権利に対する投資（金商法施行令第2条の9第1項第1号及び第2号に規定する出資を除く。）以外のものを指し、「有価証券投資型」は、金商法第2条第2項第5号又は第6号に掲げる権利のうち、出資対象事業が主として有価証券又はデリバティブ取引に係る権利に対する投資（金商法施行令第2条の9第1項第1号及び第2号に規定する出資を除く。）のものを指す。また、「不動産」は、不動産特定共同事業法第2条第4項第4号の対象となる金商法第2条第2項第5号又は第6号に掲げる権利を指し、「株主一元化」は、株主一元化ファンド（電募規則第2条第18号）に該当する同権利を指す。
 - ⑥「2. 運用状況」は、報告対象期間末日現在において、過去に販売したファンドのうち存続期間が終了していないファンドの状況を指す。
 - ⑦「3. 償還状況」は、報告対象期間中に償還したファンドの状況を指す。また、ファンド数及び元本償還額には、一部償還のものが含まれる。
 - ⑧ 貸付事業等権利に関しては、本報告の対象外（「貸付事業等権利の取扱い状況」参照）。